

山口県報

平成17年
9月2日
(金曜日)

目次

規則	一
老人福祉法施行細則の一部を改正する規則(高齢保健福祉課)	一
介護保険法施行細則の一部を改正する規則(高齢保健福祉課)	一
告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	二
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	四
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	四
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)	四
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)	五
換地処分届出(都市計画課)	五
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)	六
公告	六
大規模小売店舗立地法第八条第七項の規定による届出(商政課)	六
平成十七年度砂利採取業務主任者試験の実施(新産業振興課)	七
平成十七年度後期実施技能検定試験の実施(雇用・能力開発課)	八
換地処分の届出(農村整備課)	一
人委規則	一
初任給 昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	一
公安委告示	一
道路交通法第百八条の四第一項の規定による指定講習機関の指定	二



老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月二日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第二百二十四号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(昭和六十二年山口県規則第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第一号様式の四までの規定中「**審査対応程度**」を「**審査対応程度**」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月二日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第二百二十五号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則(平成十二年山口県規則第二百三三号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式(その一)から同様式(その八)までの規定中「**登記簿の謄本**」を「**登記事項証明書**」に改める。

別記第一号様式(その九)の表「老人性痴呆症患者療養病棟」を「老人性認知症患者療養病棟」に改め、同様式(その九)の欄「老人性痴呆症患者療養病棟」を「老人性認知症患者療養病棟」に改め、同様式(その九)の添付書類一中「**登記簿の謄本**」を「**登記事項証明書**」に改め、同添付書類二中「**老人性痴呆症患者療養病棟**」を「**老人性認知症患者療養病棟**」に改め、同様式(その九)の注一中「**老人性痴呆症患者療養病棟**」を「**老人性認知症患者療養病棟**」に改める。

別記第一号様式(その十)中「(痴呆対応型共同生活介護)を」「(認知症対応型共同生活介護)に改め、同様式(その十)の表」中「(痴呆対応型共同生活介護)を」「(認知症対応型共同生活介護)に改め、同様式(その十)の添付書類」中「(登記簿の謄本)を」「(登記事項証明書)に改める。

別記第一号様式(その十一)及び同様式(その十二)並びに別記第二号様式から別記第四号様式までの規定中「(登記簿の謄本)を」「(登記事項証明書)に改める。

別記第五号様式の表中「(老人性痴呆疾患療養病棟)を」「(老人性認知症疾患療養病棟)に改め、同様式の(裏)中「(老人性痴呆疾患療養病棟)を」「(老人性認知症疾患療養病棟)に改め、同様式の添付書類」中「(登記簿の謄本)を」「(登記事項証明書)に改め、同様式の注6及び7中「(老人性痴呆疾患療養病棟)を」「(老人性認知症疾患療養病棟)に改め、同様式の別記第八号様式中「(痴呆対応型共同生活介護)を」「(認知症対応型共同生活介護)に改める。

別記第十四号様式中「(老人性痴呆疾患療養病棟)を」「(老人性認知症疾患療養病棟)に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第四百七十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年九月二日から同月二十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年九月二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部興産株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六

- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 (m ³ /時)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔り 時
四七一口	二	平成一七、 九、二六	平成一七、 一、二〇	平成一、 八、五	断 続 一 時 間 変 動 な し

備考 「四七一口」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
四七一口	通 常	通 常	三・三
	最 大	最 大	
八	通 常	通 常	検出せず
	最 大	最 大	
八・五	通 常	通 常	検出せず
	最 大	最 大	
〇・五	通 常	通 常	〇・〇五
	最 大	最 大	
〇・〇五	通 常	通 常	〇・〇五
	最 大	最 大	
〇・〇五	通 常	通 常	〇・〇五
	最 大	最 大	
一・八	通 常	通 常	一・八
	最 大	最 大	

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	間使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
総合排水処理設備	コンクリート製	一一〇、〇〇〇	中和・沈殿	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	(既 設)		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 量 (m ³)
	処理前	処理後		
総合排水処理設備	通 常	通 常	八・五	八・五
	最 大	最 大		
種 類	通 常	通 常	七・五	六・五
	最 大	最 大		
種 類	通 常	通 常	四・四	九・五
	最 大	最 大		
種 類	通 常	通 常	五・七	一・三
	最 大	最 大		
種 類	通 常	通 常	二・五	二・五
	最 大	最 大		
種 類	通 常	通 常	六・四	一・七・三
	最 大	最 大		
種 類	通 常	通 常	〇・二八	〇・二八
	最 大	最 大		
種 類	通 常	通 常	二・八	二・八
	最 大	最 大		
種 類	通 常	通 常	三・七	三・七
	最 大	最 大		
種 類	通 常	通 常	八・九	八・九
	最 大	最 大		

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
No. 3 排 水 口	通 常	通 常	三六、七五〇
	最 大	最 大	
No. 2 排 水 口	通 常	通 常	四四、六一七・九
	最 大	最 大	
No. 1 排 水 口	通 常	通 常	一一三、七三五
	最 大	最 大	

No.10	No. 8	No. 7	No. 6
排 水 口	排 水 口	排 水 口	排 水 口
七・五	"	八・三	"
八・五	六・九	八・五	七・三
四・四	"	三・一	"
五・七	"	"	四・五
一三	"	"	七
二五	"	"	一三
"	"	"	"
六・四	"	"	〇・六
一六	"	"	"
〇・二八	"	〇・〇六	"
二八二、三七四・七	八五二、一二〇	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇
八九、九〇七・七	八五二、一二〇	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇

山口県告示第四百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年九月二日

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
坊上産婦人科医院	下関市長府前八幡町四番一七号	平成一七、七、六
武居医院	下松市大字西豊井六五四の八	"
あすなる薬局	下関市小月茶屋二丁目一番四五号	"
あずさ薬局	" 秋根南町二丁目一番一九号	平成一六、" "
めぐみ薬局	下松市栄町三丁目四番二号	平成一七、五、三一
セントラル薬局	吉敷郡小郡町御幸町七番三二号	" 四、三〇

山口県告示第四百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年九月二日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
はしもと歯科医院	美祢郡美東町大字大田五三六五の二	平成一七、七、一

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
あすなる薬局	下関市小月茶屋二丁目一番一八号	"	"
あずさ薬局	" 秋根南町二丁目三番七号	"	平成一六、" "
めぐみ薬局	下松市栄町三丁目四番二号	"	平成一七、六、" "
セントラル薬局	吉敷郡小郡町大字下郷一七二七	"	五、" "

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
指定訪問看護事業者等	有限会社オールライフサポート・生いきき	防府市国衛五丁目九番一七号	原田訪問看護センター 防府市国衛五丁目九番二七号

山口県告示第四百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年九月二日

居宅介護事業者の名称又は住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業者の名称	居宅介護事業者の所在地	事業の種類	廃止年月日
特定非営利活動法人優喜会	光市大字岩田二四八八の二	ヒューマン・ライフ・ケア 周南市大字須々万本郷一二三二	訪問介護	平成一七、七、三一

山口県告示第四百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年九月二日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者 氏名又は 住所又は 主たる事務 所の所在地	居宅介護事業所 名称	居宅介護事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
社会福祉法人 ひとつこの会	訪問入浴ス マイルネット 防府	防府市大字佐 野一五二の一	訪問入 浴介護	平成一七、 六、一
社会福祉法人 恩賜財団済生 会	山口県済生会 下関総合病院	下関市安岡町 八丁目五番一 号	訪問看 護	四、
有限会社オ ールライフサ ポート・生き いき	原田訪問看護 センター	防府市国街五 丁目九番二七 号	"	七、
社会福祉法人 恩賜財団済生 会	山口県済生会 下関総合病院 指導	下関市安岡町 八丁目五番一 号	居宅療 養管理 指導	四、
美 有 限 会 社 花 咲 美	デイサービス 花咲美	山口市大字大 内矢田一九二 の八	通所介 護	八、
医療法人社団 田町診療所	田町診療所デ ィサービスセ ンター暖家	萩市大字下五 間町四九	"	七、
株式会社不二 ビルサービス	デイサービス セイターふじ 防府	防府市高倉一 丁目一四番一 号	"	"
有限会社ライ フサポートハ ウス春	デイサービス セイター春	周南市大字中 村七七七の二 四三	"	六、
医療法人竹内 医院	デイサービス You	市七二〇の一 大字夜	"	"
有限会社皇座	上関温泉デ ィサービス倶 楽部	熊毛郡平生町 大字尾国二〇 の一	"	七、

山口県告示第四百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年九月二日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護支援事業者 名称 主たる事務 所の所在地	居宅介護支援事業所 名称 所在地	指定年月日
株式会社花咲美	山口市大字大内 矢田一九二の八	平成一七、 八、一
有限会社オ ールライフサ ポート・生き いき	防府市国街五 丁目九番二七 号	七、
株式会社不二 ビルサービス	広島市中区八丁 堀一五番一〇号	"

山口県告示第四百八十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、宇部都市計画事業中央町三丁目土地区画整理事業施行者宇部市から土地区画整理事業の施行地区について、次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成十七年九月二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 換地処分の年月日
平成十七年八月一日
- 二 換地処分の内容
平成十七年七月十九日認可された換地計画のとおり

株式会社マイ
ブティック 宇部市大字中
山二六一の一
グループホ
ムなのはな
宇部市笹山町
二丁目八番一
六の四号
認知症
対応型
共同生
活介護

山口県告示第四百八十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成十七年九月二日

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域

(一) 位置

熊毛郡上関町大字室津字本町八三九の六から同大字字瀬戸町九一五に沿接する道路に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点と2の地点を結ぶ平成五年秋分の満潮位(+二・六三メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と室津港西町防波堤との境界線、2の地点と3の地点を結ぶ昭和四十六年四月六日付け指令港湾第一四九六号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(+二・八三メートル)、3の地点と4の地点を結ぶ昭和四十六年四月六日付け指令港湾第二六四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(+二・八三メートル)、4の地点と5の地点を結ぶ平成十七年六月七日付け指令平一七港湾第一七五号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(+二・六三メートル)、5の地点と6の地点を結ぶ平成二年十二月二十一日付け指令港湾第六九五号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(+二・八三メートル)、6の地点と7の地点を結ぶ満潮位における公有水面と室津港瀬戸防波堤との境界線、7の地点から11の地点までを順次結んだ線、11の地点から五五度〇六分四五秒五・〇〇メートルの地点を中心とする半径五六・〇〇メートルの円で11の地点と12の地点を結ぶ南西側の円弧、12の地点から21の地点までを順次結んだ線及び1の地点と21の地点を結んだ線に囲まれた区域

1の地点 熊毛郡上関町大字長島字沖鍋島の沖鍋島四等三角点(北緯三三度五〇分四〇・七六一秒東経一三三度〇六分一三・六九五秒)から一三一度三三分一八秒一、五九二・二九メートルの地点

2の地点 1の地点から一〇二度四三分三〇秒三九・八六メートルの地点

3の地点 2の地点から一三〇度三三分〇二秒一四・四〇メートルの地点

4の地点 3の地点から一八六度五六分二秒〇・八〇メートルの地点

5の地点 4の地点から一〇一度五〇分五七秒二・九・五八メートルの地点

6の地点 5の地点から一八四度一八分一八秒一七・一三メートルの地点

7の地点 6の地点から二三六度四一分五九秒二・一一メートルの地点

(三) 面積

六、八一九・五八平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成六年七月十九日 指令港湾第三〇六号

三 関係図書を閲覧できる市町村

上関町

四 認可を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 認可の年月日

平成十七年八月二十五日



(四六九) 大規模小売店舗立地法第八条第七項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第七項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十七年九月二日から平成十八年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十七年九月二日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク新南陽店

所在地 周南市大字富田二七六三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

所 代表者の氏名
倉重 雅之

変更に係る事項	変更前	変更後
駐車場の自動車の出入口の数	五箇所	四箇所

四 届出年月日

平成十七年八月十九日

(四七〇)平成十七年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

平成十七年九月二日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時

平成十七年十一月十一日(金曜日)午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市滝町一番一号

山口県庁共用第四会議室

三 受験資格

年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。

四 試験の科目

(一) 砂利の採取に関する法令

(二) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む)

五 受験願書の受付期間

平成十七年十月十一日(火曜日)から同月二十八日(金曜日)まで(郵送の場合、十月二十八日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書等の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県商工労働部新産業振興課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)

八 受験手数料

七千六百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部新産業振興課において行つので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部新産業振興課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十二センチメートル以上のもの)を同封すること。

一部	受験願書等の請求部数	金額
		百十円

金 型 製 作	さ く 井	職 種	試 験 科 目
			ロータリー式さく井工事
			プラスチック成形用金型製作

の
次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るも

- 2 一級及び二級の技能検定
 - 1 特級の技能検定
- 一 技能検定の実施職種及び試験の方法
- (一) 実施職種
- 1 特級の技能検定
- 鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形

(四七一) 平成十七年度後期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、平成十七年度後期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

平成十七年九月二日

山口県知事 二井 関 成

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部新産業振興課(電話〇八三一九三三―三三三五)にすること。

二部以上四部以下	百四十円
五部以上六部以下	二百円
七部以上十一部以下	二百四十円
十二部以上二十四部以下	三百九十円

工場板金	機械検査	機械検査	機械系保全 電気系保全 設備診断	集積回路チップ製造 集積回路組立て	自動販売機調整	空気圧装置組立て	油圧装置調整	農業機械整備	冷凍空気調和機器施工	婦人子供既製服パターンメイキング 婦人子供既製服縫製	和服製作	積層防食	石材加工	かまぼこ製品製造	大工工事	かわらぶき	建築配管	型枠工事	鉄筋組立て
機械板金 数値制御タレットパンチプレス板金	機械検査	機械検査	機械系保全 電気系保全 設備診断	集積回路チップ製造 集積回路組立て	自動販売機調整	空気圧装置組立て	油圧装置調整	農業機械整備	冷凍空気調和機器施工	婦人子供既製服パターンメイキング 婦人子供既製服縫製	和服製作	積層防食	石材加工	かまぼこ製品製造	大工工事	かわらぶき	建築配管	型枠工事	鉄筋組立て

塗装	金属材料試験	電気製図	機械・プラント製図	ガラス施工	カーテンウォール施工	防水施工	コンクリート圧送施工
鋼橋塗装	機械試験 組織試験	配電盤・制御盤製図	機械製図手書き 機械製図CAD プラント配管製図	ガラス工事	金属製カーテンウォール施工	塩化ビニル系シート防水工事 改質アスファルトシート防水工事	コンクリート圧送工事

3 三級の技能検定の
次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

職種	試験科目
機械検査	機械検査
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
和服製作	和服製作
建築大工	大工工事
配管	建築配管
機械・プラント製図	機械製図手書き
電気製図	配電盤・制御盤製図

4 単一等級の技能検定

職種	試験科目
電子回路接続	電子回路接続
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事
バルコニー施工	金属製バルコニー工事

次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

(一) 試験の方法
(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

二 試験の期日

(一) 実技試験
平成十七年十一月二十五日(金曜日)から平成十八年二月十九日(日曜日)までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日

(二) 学科試験

1 特級の技能検定

職種	試験科目	実施期日
製造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機 調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供 服製造 プラスチック成形		平成十八年二月五日(日曜日)

2 一級及び二級の技能検定

職種	試験科目	実施期日
機械検査 婦人子供服製造 配管 型枠施工 鉄筋施工 ガラス施工 金属材料試験		平成十八年二月二十九日(日曜日)
さく井 金型製作 工場板金 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 強化プラ スチック成形 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶ き コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウォール施工 機械・プラント製図 塗装		平成十八年二月五日(日曜日)

機械保全 半導体製品製造 和裁 電気製図
平成十八年二月十二日
(日曜日)

3 三級の技能検定

職 種	実施 期 日
機械検査 配管	平成十八年二月二十九日 (日曜日)
冷凍空気調和機器施工 建築大工 機械・プラント製図	平成十八年二月五日 (日曜日)
和裁 電気製図	平成十八年二月十二日 (日曜日)

4 単一等級の技能検定

職 種	実施 期 日
樹脂接着剤注入施工 パルコニ工施工	平成十八年二月五日 (日曜日)
電子回路接続	平成十八年二月十二日 (日曜日)

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

- (一) 特級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第六十四条に規定する者であること。
 - (二) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の二に規定する者であること。
 - (三) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。
 - (四) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。
 - (五) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。
- 五 受検申請書の受付期間

平成十七年九月二十六日（月曜日）から同年十月七日（金曜日）まで（郵送の場合
は、十月七日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受検申請書の提出先

山口市大字後河原一五〇番地の一（郵便番号七五三〇〇八三）

山口県職業能力開発協会

七 提出書類

(一) 受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

(一) 学科試験にあつては、三千円

(二) 実技試験にあつては、次の1の表から5の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 特級の技能検定

職 種	手 数 料
鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機 器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 プラスチック成形	一万五千七百円

2 一級及び二級の技能検定

職 種	手 数 料
和裁 機械・プラント製図 電気製図 機械検査 婦人子供服製造 さく井 金型製作 工場板金 機械保全 半導体製品製造 自動車販売機調整 気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 強化 ラスチック成形 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウオール施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装	一万五千七百円

3 三級の技能検定（受検者が在校生である場合）

職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図		七千七百円
機械検査		八千七百円
冷凍空気調和機器施工 建築大工 配管		一万五百円

4 三級の技能検定(受検者が在校生でない場合)

職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図		一万千五百円
機械検査		一万三千円
冷凍空気調和機器施工 建築大工 配管		一万五千七百円

5 単一等級の技能検定

職	種	手数料
電子回路接続 樹脂接着剤注入施工 バルコニー施工		一万五千七百円

九 問題の公表

実技試験の問題は、平成十七年十一月十八日(金曜日)に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成十八年三月十四日(火曜日)とし、合格者の氏名を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部雇用・能力開発課において行つので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町村役

場、公共職業安定所、高等産業技術学校又は職業能力開発促進センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書き、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会(電話〇八三一九二二一八六四六)にすること。

(四七二) 換地処分の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定により、下関市道市地区(第二換地区)の換地処分について、次のとおり換地処分をした旨の届出がありました。

平成十七年九月二日

山口県知事 二井 関成

一 換地処分をした年月日

平成十七年八月一日

二 換地処分をした権利者数

十七人



初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月二日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十八号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二の「教育職給料表(二)級別資格基準表の備考1中、「X」を「Y」に、「Z」を「H」に、「回」を「出」に改める。

別表第三1 大学卒の項第五号中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次

のように加える。

(2) 国立看護大学校看護学部の卒業

別表第三一 大学卒の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次のように加える。

三 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
-------------	--------------------------

別表第五中

「	修 士 課 程 修 了	18 年	+ 2 年	+ 4 年	+ 6 年	+ 9 年	を
「	修 士 課 程 修 了	18 年	+ 2 年	+ 4 年	+ 6 年	+ 9 年	に改め
「	専 門 職 学 位 課 程 修 了	18 年	+ 2 年	+ 4 年	+ 6 年	+ 9 年	」

る。

別表第六のチ 教育職給料表(一)初任給基準表助手の項及び教務員の項中

「	修 士 課 程 修 了	6	了 卒	を
---	-------------	---	-----	---

「	修 士 課 程 修 了	6	了 卒	に改める。
---	-------------	---	-----	-------

別表第六のリ 教育職給料表(一)初任給基準表の表中

「	修 士 課 程 修 了	を
---	-------------	---

「	修 士 課 程 修 了	」に改め、	同表の備考中「四」を「五」に改め
---	-------------	-------	------------------

る。

別表第六のヌ 教育職給料表(三)初任給基準表の表中

「	修 士 課 程 修 了	を
---	-------------	---

「	修 士 課 程 修 了	」に改める。
---	-------------	--------

附 則

この規則は、交付の日から施行する。



山口県公安委員会告示第五十六号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百八条の四第一項の規定により、次のとおり指定講習機関の指定をした。

平成十七年九月二日

山口県公安委員会

株式会社 山口県高等自 動車学校	名 称	指 定
大隅 清治	代表者の氏名	講 習
山口市朝倉町二番三号	住 所	機 関
平成一七、 九、 一	指 定 年 月 日	
山口県高等自動車学校	名 称	特 定 講 習 の 業 務 を 行 う 事 務 所
防府市大字浜方五八	所 在 地	
取消処分者講習	特 定 講 習 の 種 別	

平成十七年九月二日印刷
平成十七年九月二日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）